

令和4年度

船橋市下水道事業会計予算

議案第10号

令和4年度船橋市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度船橋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	処理区域内人口	587,262人
(2)	年間有収水量	55,800,000m ³
(3)	主要な建設改良事業	
	管渠整備事業	5,089,465千円
	処理場整備事業	2,292,265千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益	17,397,329千円	
第1項	営業収益	11,723,904千円	
第2項	営業外収益	5,673,325千円	
第3項	特別利益	100千円	
		支	出
第1款	下水道事業費用	16,795,328千円	
第1項	営業費用	15,123,600千円	
第2項	営業外費用	1,621,628千円	
第3項	特別損失	100千円	
第4項	予備費	50,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,001,774千円は、減債積立金438,929千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額466,000千円及び当年度分損益勘定留保資金6,096,845千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	12,078,448千円
第1項	企 業 債	6,580,000千円
第2項	出 資 金	2,475,172千円
第3項	補 助 金	2,341,632千円
第4項	負 担 金	654,388千円
第5項	貸 付 金 償 還 金	26,256千円
第6項	そ の 他 資 本 的 収 入	1,000千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	19,080,222千円
第1項	建 設 改 良 費	8,536,220千円
第2項	企 業 債 償 還 金	10,463,752千円
第3項	貸 付 金	30,250千円
第4項	予 備 費	50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
七 林 幹 線 管 渠 用 地 借 上 料	令和4年度～令和8年度	契約期間内における借上料
西 浦 下 水 処 理 場 運 転 管 理 業 務 委 託 料	令和4年度～令和7年度	670,000
下 水 道 使 用 料 等 料 徴 収 事 務 委 託 料	令和4年度～令和7年度	231,200
受 益 者 負 担 金 シ ス テ ム 運 用 管 理 業 務 委 託 料	令和4年度～令和5年度	2,867
管 渠 布 設 等 費 整 備	令和4年度～令和5年度	619,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	6,580,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

779,993千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、694,065千円である。

令和4年2月15日提出

船橋市長 松戸 徹

